十八　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第三十条
十九　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六十三条
二十　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第八十条の二
二十一　愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第十六条第二項
二十二　東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第七条
二十三　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第二十三条
二十四　地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第八十五号）第十四条
二十五　水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二十九条第二項
二十六　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第百三十七条第二項（気候変動適応法の一部改正）
3　気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）の一部を次のように改正する。
第十四条第一項及び第四項中「地方環境事務所」を「地方環境局」に改める。

農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　城内　実
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高
内閣総理大臣　高市　早苗

政令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年五月二十二日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百七十一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第二項、第二十四条第一項、第二十八条第二項及び第五十二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三十五号ハ中「であつて、」を「であつて」に、「化学物質」を「もの」に、「定めるもの」を「定める化学物質」に改め、同項第三十七号中「であつて、」を「であつて」に改め、同項に次の四号を加える。

四十一　ペルフルオロアルカン酸（炭素数が九から二十一までのものに限る。）（別名ＬＣ－ＰＦＣＡ。以下「長鎖ペルフルオロアルカン酸」という。）又はその塩

四十二　長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質（フッ素原子、塩素原子及び臭素原子以外の原子と直接に結合するペルフルオロアルキル基（炭素数が八から二十までのものに限る。）を有する化合物であつて自然的作用による化学的変化により長鎖ペルフルオロアルカン酸を生成するものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める化学物質（ペルフルオロオクタン酸関連物質を除く。）をいう。以下同じ。）

四十三　チオりん酸Ｏ・Ｏ－ジエチル－Ｏ－（三・五・六－トリクロロ－二－ピリジル）（別名クロルピリホス。第七条の表二十六の項において「クロルピリホス」という。）

四十四　ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が十四から十七までのものであつて、塩素の含有量が分子量の四十五パーセント以上のものに限る。）（別名ＭＣＣＰ。第七条の表二十七の項において「ＭＣＣＰ」という。）

第一条第二項中「又は第三十七号」を「、第三十七号又は第四十二号」に改める。

第七条の表に次のように加える。

二十四　長鎖ペルフルオロアルカン酸又はその塩	一　潤滑油 二　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 三　塗料 四　はつ水剤及びはつ油剤 五　接着剤及びシーリング用の充塡料 六　消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 七　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 八　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 九　ワックス 十　業務用写真フィルム
二十五　長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質	一　潤滑油 二　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 三　塗料 四　はつ水剤及びはつ油剤 五　接着剤及びシーリング用の充塡料 六　消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 七　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 八　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 九　ワックス 十　業務用写真フィルム
二十六　クロルピリホス	木材用の防虫剤
二十七　ＭＣＣＰ	一　潤滑油、切削油及び作動油 二　生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調製添加剤 三　樹脂用の可塑剤 四　塗料 五　はつ水剤及び繊維保護剤 六　接着剤及びシーリング用の充塡料